



# 山形県公報

平成22年7月16日(金)  
第2160号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……809
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……810
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……811
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……812
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……813
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……814

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(管財課) ……同
- 職員団体の登録の取消し……………(人事委員会) ……815

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第606号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成22年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類     | 指定年月日      |
|----------------|-------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社菊地組        | 居宅介護支援事業所やまぼうし<br>米沢市直江町2番35号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成22. 7. 7 |

#### 山形県告示第607号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、白川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所                |
|----------|-----------|--------------------|
| 理 事      | 横 山 則 一   | 西置賜郡飯豊町大字高峰3389番地  |
| 同        | 横 澤 浩 雄   | 同 大字黒沢2401番地の2     |
| 同        | 佐 原 守     | 同 大字添川861番地        |
| 同        | 菅 野 重 郎   | 長井市歌丸875番地         |
| 同        | 安 部 道 雄   | 東置賜郡川西町大字大塚2577番地  |
| 同        | 高 橋 昭 一   | 同 大字黒川133番地        |
| 同        | 近 野 昌 信   | 同 大字西大塚4191番地 1    |
| 同        | 多 田 久 司   | 同 大字中小松2791番地      |
| 同        | 高 橋 建 一   | 同 大字玉庭2524番地 2     |
| 同        | 高 橋 文 勝   | 同 大字上奥田3427番地 4    |
| 監 事      | 舟 山 兵 八 郎 | 西置賜郡飯豊町大字小白川1500番地 |
| 同        | 大 場 忠 博   | 長井市時庭803番地の7       |
| 同        | 横 山 晶 一   | 東置賜郡川西町大字小松1457番地  |

## 山形県告示第608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                 |
|----------|---------|---------------------|
| 理 事      | 横 澤 浩 雄 | 西置賜郡飯豊町大字黒沢2401番地の2 |
| 同        | 佐 原 守   | 同 大字添川861番地         |
| 同        | 横 山 則 一 | 同 大字高峰3389番地        |
| 同        | 菅 野 重 郎 | 長井市歌丸875番地          |
| 同        | 高 橋 昭 一 | 東置賜郡川西町大字黒川133番地    |
| 同        | 加 藤 俊 一 | 同 大字大塚1392番地        |

|     |        |                    |              |
|-----|--------|--------------------|--------------|
| 同   | 金子昭雄   | 同                  | 大字西大塚876番地   |
| 同   | 高橋文勝   | 同                  | 大字上奥田3427番地4 |
| 同   | 米野則男   | 同                  | 大字中小松2880番地  |
| 同   | 村山邦男   | 同                  | 大字上奥田2660番地1 |
| 監 事 | 安部宗右衛門 | 西置賜郡飯豊町大字小白川59番地の1 |              |
| 同   | 大場忠博   | 長井市時庭803番地の7       |              |
| 同   | 横山晶一   | 東置賜郡川西町大字小松1457番地  |              |

**山形県告示第609号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営諏訪堰地区土地改良事業（農業用河川工作物応急対策等事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営諏訪堰地区土地改良事業（農業用河川工作物応急対策等事業）計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

長井市役所  
白鷹町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成22年7月20日から同年8月16日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第610号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営こうずく地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営こうずく地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

川西町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成22年7月20日から同年8月16日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての

み、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第611号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営萩生地区土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営萩生地区土地改良事業（ため池等整備事業）計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
飯豊町役場
- 縦覧に供する期間  
平成22年7月20日から同年8月16日まで
- その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第612号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営通越地区土地改良（ため池等整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営通越地区土地改良（ため池等整備）事業計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
酒田市役所
- 縦覧に供する期間  
平成22年7月22日から同年8月19日まで
- その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年7月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成22年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 新庄鮭川戸沢線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間       | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|-----------------------|---------|------|----------|--------|
| 最上郡鮭川村大字京塚字上牛潜214番2から |         | 旧    | 12.2メートル | 44メートル |
| 同                     | 217番1まで |      | 11.8     |        |
| 同                     | 上       | 新    | 12.5メートル | 同上     |
|                       |         |      | 11.8     |        |

## 山形県告示第614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年7月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成22年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菅野代堅苔沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間       | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|------------------|---------|------|----------|---------|
| 鶴岡市五十川字川内袋49番4から |         | 旧    | 7.5メートル  | 134メートル |
| 同                | 174番1まで |      | 6.5      |         |
| 同                | 上       | 新    | 23.0メートル | 101メートル |
|                  |         |      | 14.0     |         |
| 同                | 上       | 新    | 23.0メートル | 同上      |
|                  |         |      | 14.0     |         |

## 山形県告示第615号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年7月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成22年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間       | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|-----------------|---------|------|----------|--------|
| 酒田市大蔵字下黒沢23番2から |         | 旧    | 13.4メートル | 49メートル |
| 同               | 23番14まで |      | 13.0     |        |
| 同               | 上       | 新    | 15.0メートル | 同上     |
|                 |         |      | 13.4     |        |

## 山形県告示第616号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年7月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成22年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 菅野代堅苔沢線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市五十川字川内袋129番1から  
同 字蔭ヶ坂181番4まで

- 3 供用開始の期日 平成22年7月16日

### 山形県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年7月16日から同月29日まで縦覧に供する。  
 平成22年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号  
 2 供用開始の区間 酒田市大蔵字下黒沢23番2から  
 同 23番14まで  
 3 供用開始の期日 平成22年7月16日

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                  | 日 時                       | 入札に付する物件                                                      | 予定価格        |
|--------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------|
| 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>村山総合支庁西庁舎西棟3階講堂 | 平成22年8月18日（水）<br>午前10時    | 寒河江市大字白岩字地福田424番6<br>宅地（実測）206.85平方メートル<br>（公簿）207.85平方メートル   | 2,895,000円  |
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>置賜総合支庁西庁舎5階講堂       | 平成22年8月19日（木）<br>午前10時30分 | 西置賜郡白鷹町大字広野字五神3152番<br>宅地（実測）330.05平方メートル<br>（公簿）327.76平方メートル | 2,000,000円  |
| 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎4階402会議室 | 平成22年8月24日（火）<br>午前9時30分  | 山形市長町二丁目155番2<br>宅地 273.38平方メートル                              | 12,470,000円 |
|                                      | 平成22年8月24日（火）<br>午前11時    | 山形市桜田西四丁目5番7<br>宅地（実測）665.94平方メートル<br>（公簿）665.60平方メートル        | 30,500,000円 |

- 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者  
 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

- 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

- 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額  
 (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

- 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                      | 場 所                                  | 日 時                       |
|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 寒河江市大字白岩字地福田424番6<br>宅地（実測）206.85平方メートル<br>（公簿）207.85平方メートル   | 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>村山総合支庁西庁舎西棟3階講堂 | 平成22年7月27日（火）<br>午前10時    |
| 西置賜郡白鷹町大字広野字五神3152番<br>宅地（実測）330.05平方メートル<br>（公簿）327.76平方メートル | 長井市高野町二丁目3番1号<br>置賜総合支庁西庁舎5階講堂       | 平成22年7月29日（木）<br>午前10時30分 |
| 山形市長町二丁目155番2<br>宅地 273.38平方メートル                              | 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎4階402会議室 | 平成22年7月26日（月）<br>午前10時    |
| 山形市桜田西四丁目5番7<br>宅地（実測）665.94平方メートル<br>（公簿）665.60平方メートル        |                                      |                           |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2065）に問い合わせること。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第6項の規定により、次の職員団体の登録を取り消した。  
平成22年7月16日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

| 登録職員団体の名称                   | 取 消 年 月 日 |
|-----------------------------|-----------|
| 鶴 岡 市 立 荘 内 病 院 職 員 労 働 組 合 | 平成22年7月7日 |

正 誤

|            |            |     |      |      |     |
|------------|------------|-----|------|------|-----|
| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤    | 正   |
| 平成22. 7. 6 | 第2157号     | 790 | 下から2 | (19) | (9) |

平成22年 7月16日印刷  
平成22年 7月16日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056